

エネルギー回収型廃棄物処理施設建設・運営事業 要求水準書の一部改定について

平成 28 年 11 月 8 日付けで公告したエネルギー回収型廃棄物処理施設建設・運営事業に係る要求水準書において下記のとおり一部改定する。

平成 29 年 2 月 16 日

天山地区共同環境組合  
管理者 横尾 俊彦

記

頁	項目	修正前	修正内容	改定後
P4	2.2 本施設の運営に係る業務 (4) 焼却灰等の貯留、運搬及び処理	焼却灰は全量セメント原料化とし、飛灰は資源化とする。	修正	焼却灰は <u>埋立処分を基本</u> とし、飛灰は資源化とする。
P16	2.11 建設廃棄物等の取り扱い	—	追加	<u>建設地の引渡し時は GH=75m となる。搬入道路及び本施設工事の残土を利用し、FH=76m とすること。</u>
P32	2.10 主要設備方式 (6) 灰出し設備	ピットアンドクレーン方式 セメント原料化	修正	ピットアンドクレーン方式 <u>埋立処分</u>
P32	2.11 搬入出車両 (1) ごみ収集車両	2～8t パッカー車	追加	2～8t パッカー車 <u>及び 2～4tトラック</u>
P32	2.12 搬入形態 表 2-4-4 本施設における搬入形態	—	追加	別紙「表 2-4-4 (改) 本施設における搬入形態」のとおり
P33	2.12 搬入形態 表 2-4-5 平均/最大搬入台数 (平成 27 年度実績)	—	追加	別紙「表 2-4-5 (改) 平均/最大搬入台数 (平成 27 年度実績)」のとおり

頁	項目	修正前	修正内容	改定後
P83	2.10 計装設備 (カ) ローカル制御系 (1) 計量受付システム 2) 処理対象車両 ① 自動計量車両	a. 構成市の委託、許可車両等	追加	a. 構成市の委託、許可車両、 <u>構成市の自己搬入車両(事業系)</u> 等
P112	5.1 見学者用説明装置 (5)	<u>焼却灰や</u> 飛灰等の資源化される様子等がわかる映像等を表示できるようにすること。	削除	飛灰等の資源化される様子等がわかる映像等を表示できるようにすること。
P120	1.3 受入時間	—	追加	別紙「表 3-3-1 (改)」のとおり
P120	1.3 受入時間 表 3-3-1	① 日曜日及び年末年始 (12月31日～1月3日) は受入を行わない。	追加	① 日曜日及び年末年始 (12月31日～1月3日) は受入を行わない。 <u>ただし、この間においても本組合が指示する日は、受け入れを行うこと。</u>
P122	2.9 セメント原料化施設への搬出	2.9 セメント原料化施設への搬出	修正	2.9 <u>最終処分場</u> への搬出
P122	2.13 焼却灰等の貯留、運搬及び処理	焼却灰は全量セメント原料化とし、飛灰は必要な処理を施した上、資源化するものとする。	修正	焼却灰は <u>埋立処分</u> とし、飛灰は必要な処理を施した上、資源化するものとする。
添付資料 1	下水道取り合い位置	—	修正	(位置変更) 別紙「添付資料 1 (改) 敷地平面図 (予定)」のとおり
添付資料 1	敷地境界線	—	修正	(位置変更) 別紙「添付資料 1 (改) 敷地平面図 (予定)」のとおり

以上

(別紙)

●表 2-4-4 (改) 本施設における搬入形態

区 分		手数料の徴収	自動計量
構成市が行う 収集・運搬	直営、委託	家庭系	○
	直営	可燃残渣等	○
構成市の許可業者		家庭系	○
		事業系	○
<b>直接搬入者</b>		<b>事業系</b>	<b>○</b>

※ 受付方法、搬入管理方法及び車両誘導等についての詳細は、各設備仕様及び第3部第4章第1節受付管理業務によるものとする。

●表 2-4-5 (改) 平均/最大搬入台数 (平成 27 年度実績)

種 別	1 日平均台数	1 日最大台数
収集車両(直営、委託)	33 台/日	50 台/日
収集車両(許可)	18 台/日	20 台/日
<b>直接搬入者(事業系のみ)</b>	<b>15 台/日</b>	<b>35 台/日</b>
可燃残渣	1 台/日	—
焼却灰の搬出車両	2 台/日	—
見学者	4 台/日	—
<del>(参考：直接搬入車両)</del>	<del>(19 台/日)</del>	<del>(130 台/日)</del>

※午前 8 時 45 分～午後 4 時

●表 3-3-1(改)

種別	受入時間	料金徴収
収集車両	平日	なし
<b>直接搬入車両</b>	午前 8 時 45 分～午後 4 時	<b>なし</b>
可燃残渣車両	土曜日	なし
灰搬出車両	午前 8 時 30 分～午後 1 時	なし

- ① 日曜日及び年末年始 (12 月 31 日～1 月 3 日) は受入を行わない。ただし、この間においても本組合が指示する日は、受け入れを行うこと。
- ② 上記表に示す受入時間外においても本組合が事前に指示する場合は、受付業務を行うこと。

